注６　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制の欄は、次により記載すること。

⑴　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

⑵　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

⑷　基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、第123条の７に規定する措置の内容を記載すること。

⑸　記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第４条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

［新設］

別表第二十一号の三（第81条の４第１項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合変更確認申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　１）

放送法第105条の２第１項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第４項の規定により電気通信設備等の変更を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

変更事項			
変更前		変更後	

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。